

保護者各位

社会福祉法人
京都老人福祉協会
うづらこども園
第二うづらこども園

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、当園の保育推進の為ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

毎年、様々な自然災害の為、警戒態勢が必要となるので台風等の状況により京都市に「暴風警報」が発令された場合に加え「特別警報」が発令された場合に、下記のような措置をとるよう、京都市幼保総合支援室より指導がありましたので、お知らせ致します。今後、台風等の多い時期でもありますので、警報発令時は、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

(参考) 災害発生時等における保育施設・事業所の運営基準表

	暴風警報	特別警報	避難準備		避難勧告/指示		震度5弱以上の地震
			土砂/水災害区域内	土砂/水災害区域外	土砂/水災害区域内	土砂/水災害区域外	
開園(所)前	休務	休園(所)	休務	通常保育	休園(所)	休務	通常保育 (家庭保育協力依頼可)
開園(所)後	休務	休園(所)	休務	通常保育	休園(所)	休務	通常保育 (家庭保育協力依頼可)
開園(所)後に解除	通常保育	休園(所)	通常保育	通常保育	休園(所)	通常保育	—

○休務とは、警報が解除された場合、速やかに保育が提供できる体制を確保するため、職員を待機させること。休務状態でも家庭で保育が出来ない事情がある場合や保護者が迎えできない場合は保育を行います。しかしながら、園の体制が整わない場合もありますので、連絡してご確認ください。

○休園とは、避難指示等が発令された状態で、園を閉めるということ。

各ご家庭においても十分に留意し、安全な場所、避難場所等に避難して下さい。

《開園前》

☆午前6時の段階で、「暴風警報」が発令された場合、休務になります。
どうしても保育が必要な方は、7時過ぎにご連絡ください。
その場合、給食がご準備できませんので、お弁当が必要になります。

☆午前6時以降、午前9時の段階で解除になった場合、11時より保育を実施致しますが、どうしても保育が必要な方のみにさせていただきます。
その場合、給食がご準備できませんので、お弁当が必要になります。

☆午前9時以降、午前11時に解除になった場合、13時より保育を実施致しますが、どうしても保育が必要な方のみにさせていただきます。

☆午前11時以降に解除になった場合、休園となります。

※保育の必要な方は、必ずご連絡してください。

《保育中》

・発令されましたら、速やかにお迎えのご都合をつけて頂き、状況に照らし合わせて気をつけてお越しください。その際、お迎えの時間をお知らせ頂けるとありがたいです。

※運動あそびの日等の行事の際の災害時の延期、中止等は、3日前の降園時、判断させていただきます。延期と判断した当日の保育につきましては、上記のように情報をご確認頂き、ご対応の程よろしくお願ひします。

又、京都老人福祉協会のホームページのトップページのお知らせの欄に災害時の対応についてUPしております。必要に応じ「セコム緊急連絡網サービス」も配信しますので、そちらもご確認いただき、必ず応答確認をして頂きますようお願い致します。